

中部地方整備局

建設会社における災害時の事業継続力認定制度 優良認定に関する説明会

【目次】

1.認定基準の向上に関する方針	1
2.評価要領・ガイドライン等の改定	3
3.事業継続力認定制度の拡充の取組	14

優良認定に関する定義、基本方針

優良認定を行うにあたり、優良認定会社の定義と基本方針を以下の通り定める。

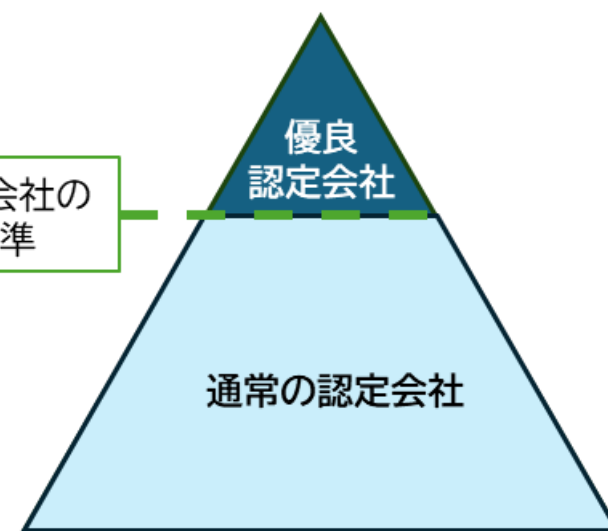
(1) 優良認定会社の定義

優良認定会社の定義は、以下の2点を満たす建設会社とする

- ・ 災害時において、必要な人員及び資機材等の確実な確保に関する体制が構築されているとともに、訓練を通じた改善に積極的に取り組むなど、自社の**事業継続力の向上**に資する優良な取組を行っている会社
- ・ 地域・団体による各種連携訓練等を通じて、地域における**企業間連携を主導**するなど、**地域防災力※の向上を牽引**する会社

※地域防災力とは、広域災害時において建設会社による地域の応急復旧や復興等の防災力のことをいう

優良認定会社の
認定基準



優良認定のイメージ

(2) 優良認定における基本方針

優良認定にあたっては、以下の点に留意する必要がある

- ・ **公正・公平な審査**による企業規模等による不公平感の解消
- ・ **適切な優良認定会社数の設定**によるチャレンジ意欲の醸成

(3) 認定基準の向上を図る確認項目

認定基準の向上を図る確認項目については、それぞれ以下の分類及び考え方により整理される。

確認項目の分類及び考え方

大項目	中項目	考え方
(1) 防災対応力を高める項目	①災害への備え	災害が発生する前段階において、被害を最小限に抑えるための準備に関する項目
	②初動対応と人員確保	災害発生直後から初動期にかけての対応に関する項目
	③事業継続体制の確保	災害が発生したとしても業務を継続・復旧させるための組織的・計画的な体制整備に関する項目
	④実効性を高める取組	BCPの理解・実行力を高めるための訓練・教育や、事前に必要な手続きを行う項目
(2) 地域・団体間の連携に関する項目	①地域・団体間の連携	自社の事業継続に加えて、同業他社や実働を行う協力会社等における防災対応力の確保に関する項目
	②関係機関等との連携訓練	行政や団体等が主体となって行う関係機関との連携訓練に関する項目
(3) BCPの改善に関する項目	①訓練の充実化	自社で実施している訓練の高度化・充実化に関する項目
	②BCPの改善	訓練や点検等を通じた課題に対する改善の取組に関する項目

評価要領及びガイドラインの改定

- 優良認定にあたり、評価要領及びガイドラインの改定を行い、優良認定会社の定義や申込方法等について追記を行った。以下に、主な改定のポイントを示す。

評価要領における主な改定のポイント

主な改定のポイント		評価要領 該当ページ	新旧対照表 該当ページ
①認定種別	・ 通常の認定と優良認定について認定種別を記載した	P.4～5 P.26	P.7～8 P.29
②優良認定の目的	・ 優良認定を行う目的を記載した	P.24	P.27
③認定の概要	・ 優良認定会社の認定期間は、通常の認定会社と同じ3年間とする ・ 優良認定の対象となる建設会社は、通常の認定対象となる建設会社と同じ要件であり、新規申請・継続申請ともに対象とする	P.24	P.27
④認定の流れ	・ 優良認定の基準を満たす場合には「優良認定証」を交付する ・ 優良認定の基準を満たさない場合には、通常の認定の手続きに準じた対応とする	P.25	P.28
⑤申込、評価	・ 優良認定の評価は書類評価のみで行い、訂正再提出の機会を設けない	P.26	P.29
⑥申込書類	・ 優良認定の申込を希望する申込会社は、通常の申込書類に加えて、「優れた取組として確認する項目リスト」(様式4)を追加提出する	P.27	P.30
⑦申込方法・申込先、評価	・ 申込方法・申込先については、通常の認定と同様とする ・ 優良認定の評価は通常の認定会社と同様に評価要領に基づき実施する(港湾・空港関連も同様)	P.28	P.31
⑧認定申込書(様式1)	・ 認定申込書(様式1)に優良認定に関する申込を希望するかを確認するためのチェック項目を追加した	P.30	P.33
⑨優れた取組として確認する項目リスト(様式4)	・ 優良認定の評価にあたり申込会社が提出する様式を新規追加した	P.38	P.41

ガイドラインにおける主な改定のポイント

主な改定のポイント		ガイドライン 該当ページ	新旧対照表 該当ページ
⑩認定種別	・ 通常の認定と優良認定について認定種別を記載した	P.5～6	P.8～9

①認定種別

- 通常の認定と優良認定について認定種別を記載した

評価要領 P.4～5、26

②優良認定会社

優良認定会社は、災害時の基礎的な事業継続力を備えていることに加えて、以下の 2 点を満たす建設会社です。

- 1) 災害時において、必要な人員及び資機材等の確実な確保に関する体制が構築されているとともに、訓練を通じた改善に積極的に取り組むなど、自社の事業継続力の向上に資する優良な取組を行っている会社
- 2) 地域・団体による各種連携訓練等を通じて、地域における企業間連携を主導するなど、地域防災力※の向上を牽引する会社

※地域防災力とは、広域災害時において建設会社による地域の応急復旧や復興等の防災力のことをいう

①認定会社の基準に加えて、「申込書類の優れた取組として確認する項目リスト（様式 4）」に関する内容について、評価要領に基づき評価を行い、基準を満たした建設会社を認定します。

優良認定会社としての認定（以下、「優良認定」という。）に関する申込方法等に関しては、本評価要領の附則をご参照ください。

②優良認定の目的

- ・ 優良認定を行う目的を記載した

評価要領 P.24

1 目的

近年、自然災害の頻発化・激甚化により、地域社会全体としての防災力向上が強く求められています。特に、南海トラフ巨大地震のように被災範囲が広域に及ぶ災害の発生が予測される中では、各地域で災害対応に迅速かつ的確に参画できる地域の建設会社の存在が不可欠であり、官民一丸となった災害対応体制を構築することが重要です。

このような状況を踏まえ、本認定制度においては、各社の事業継続計画（BCP）の実効性を一層高める取組を推進することが必要となります。そのため、新たに「優良認定会社」の区分を設け、災害時に必要な人員や資機材を確実に確保し、迅速かつ的確な対応を可能とする、優れた事業継続力を有する建設会社を明確に位置づけます。

優良認定会社は、不断の取組を通じて自社の事業継続力の向上を図るとともに、地域における企業間連携を主導するなど、広域災害における地域防災力の向上を牽引する存在として期待されます。本取組により、官民一丸となった災害対応体制を強化し、各社の事業継続力の底上げと地域防災力の強化を図るものです。

さらに、これらの取組を通じて、建設会社の皆様の不断の努力が広く認知され、地域社会の安全と信頼の向上等の地域貢献につながるとともに、その成果は社会的評価の向上にも資するものと考えます。

③認定の概要

- ・ 優良認定会社の認定期間は、通常の認定会社と同じ3年間とする
- ・ 優良認定の対象となる建設会社は、通常の認定対象となる建設会社と同じ要件であり、新規申請・継続申請ともに対象とする

評価要領 P.24

2 認定の概要

優良認定の申込は、通常の認定の手続きに基づき行います。優良認定を希望する場合は、通常の申込書類に加えて、優良認定に関する申込書類を追加で提出してください。

通常の認定については、従来どおり申込書類の内容を確認し、書類の遺漏がある場合には訂正再提出を受け付けます。これに対し、優良認定については、提出された追加書類の内容に基づき評価を行い、訂正再提出は行わず、提出内容をもって評価を実施します。

優良認定会社の認定証の有効期限は通常の認定と同様に原則、3年間です。

2-1 認定対象となる建設会社

優良認定の対象となる建設会社は、通常の認定対象となる建設会社と同じ要件になります。なお、優良認定は新規申請・継続申請ともに対象となります。

④認定の流れ

- ・ 優良認定の基準を満たす場合には「優良認定証」を交付する
- ・ 優良認定の基準を満たさない場合には、通常の認定の手続きに準じた対応とする

評価要領 P.25

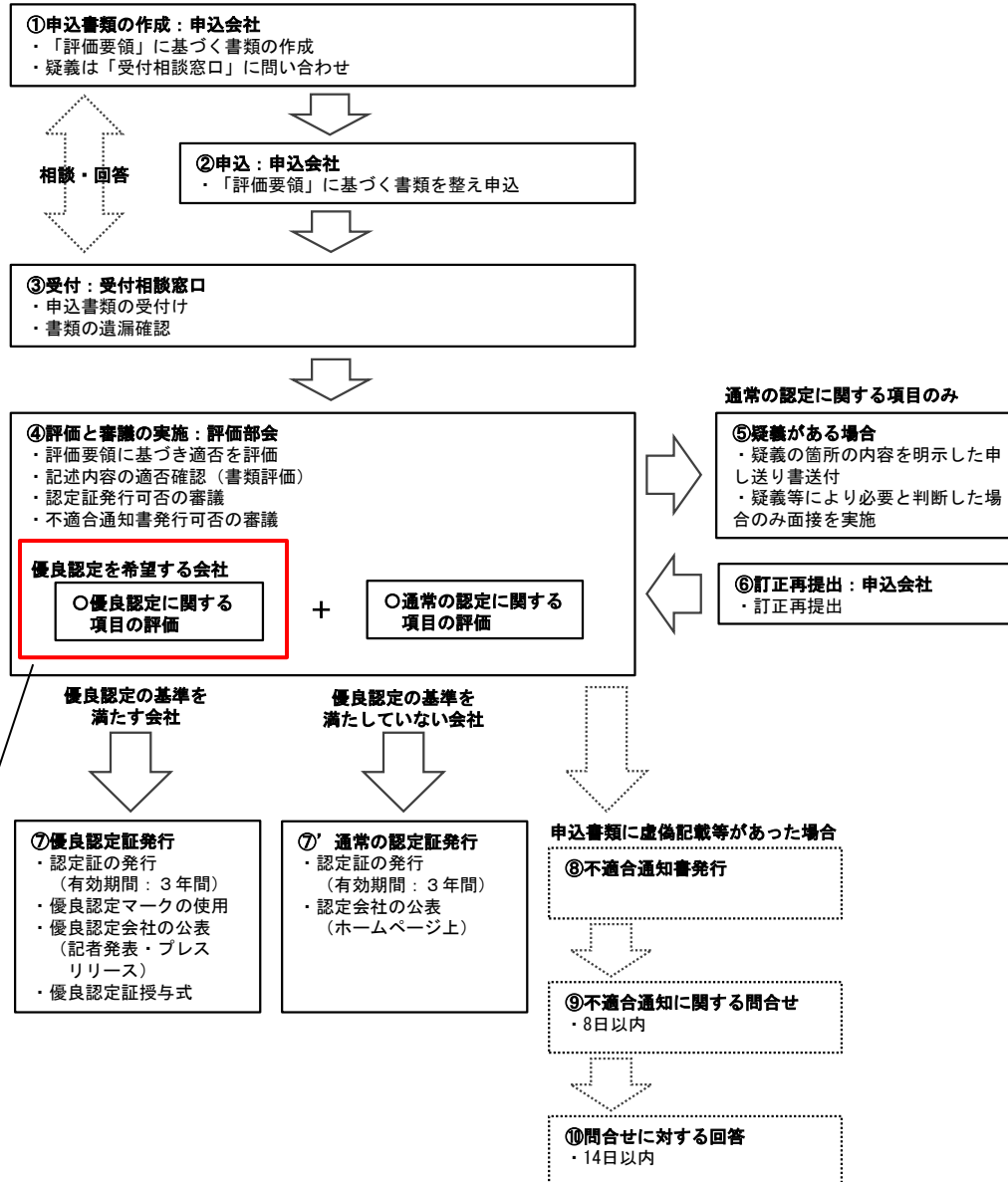
2-2 認定の流れ

優良認定は、通常の認定と同じ以下に示す流れに沿って行います。評価の結果、優良認定の基準を満たす場合には「優良認定証」を交付します。

優良認定の基準を満たさない場合には、通常の認定の手続きに準じた対応となります。

優良認定に関する確認項目は、提出された追加書類の内容に基づき評価を行い、訂正再提出の機会には設けない

「建設会社における災害時の事業継続力認定」の流れ



⑤申込、評価

- ・ 優良認定の評価は書類評価のみで行い、訂正再提出の機会には設けない

評価要領 P.26

(1) 申込

優良認定を希望する場合は、通常 of 認定の手続きに基づき申込書類を提出するものとし、通常 of 申込書類に加えて、優良認定に関する書類を併せて提出するものとします。

(2) 評価

優良認定の評価は、提出された申込書類に基づく書類評価のみで行います。

提出書類の遺漏が認められた場合でも、訂正再提出の機会には設けず、提出内容をもって審査を行うものとします。

なお、通常 of 認定にかかる評価は別途、通常 of 認定の手続きで実施します。

⑥申込書類

- 優良認定の申込を希望する申込会社は、通常の申込書類に加えて、「優れた取組として確認する項目リスト」(様式4)を追加提出する

評価要領 P.27

3-1 申込書類

優良認定を希望する場合の申込に必要な書類（申込書類）は以下のとおりです。

通常の認定の申込書類に加えて、⑤優れた取組として確認する項目リスト（様式4）を提出してください。

各書類の様式は、巻末「申込に必要な様式」に示しています。

① 建設会社における災害時の事業継続力認定 認定申込書（様式1）

② 申込書類確認一覧（新規申請用）（様式2-①）

申込書類確認一覧（継続申請用）（様式2-②）

※申込書類確認一覧は、新規申請用と継続申請用の2種類があります。申込種別に応じた様式を提出してください。

③ 評価書類（任意様式）

※継続申請については、認定期間（3年間）の実施記録（訓練・点検など）を必ず添付ください。ただし、自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響や重大な経営判断により訓練の実施が困難であるなどの理由により訓練実施記録の提出に関する緩和措置を受ける場合にはこの限りではありません。

※③評価書類には必ずページを振ってください。継続申請については、実施記録にもページを振ってください。

④ よくある不適合項目のチェックリスト（様式3）

⑤ 優れた取組として確認する項目リスト（様式4）

⑦申込方法・申込先、評価

- ・ 申込方法・申込先については、通常の認定と同様とする
- ・ 優良認定の評価は通常の認定会社と同様に評価要領に基づき実施する（港湾・空港関連も同様）

評価要領 P.28

3-2 申込方法

優良認定に関する申込は、通常の認定の申込方法と同様になります。

3-3 申込先

優良認定に関する申込先は、通常の認定の申込先と同様になります。

4 評価

優良認定の評価は、通常の認定会社と同様に、本評価要領に基づき実施します。

優良認定会社については、通常の認定と同じ適合基準に加え、申込書類に記載された優れた取組内容（様式4に基づく項目）についても評価を行います。

なお、港湾・空港関連の事業において優良認定を希望する場合であっても、上記と同様の基準により評価を行います。

⑧認定申込書(様式1)

- 認定申込書(様式1)に優良認定に関する申込を希望するかを確認するためのチェック項目を追加した

評価要領 P.30

(様式 1)

建設会社における災害時の事業継続力認定

認定申込書(新規・継続)

令和 年 月 日

国土交通省 中部地方整備局長

〇 〇 〇 〇 殿

主たる工事種別：クリックして選択してください ※統計調査のため、選択して下さい。

☐ 中部地方整備局管内に複数の事業所・営業所等の活動拠点を有する

※中部地方整備局管内に複数の事業所・営業所等の活動拠点を有する場合は、上記にチェックを記入してください。

なお、1社・1認定のため、全ての活動拠点を網羅する形で申込書類を作成してください。

☐ 代表者が、申込書類の内容について事実と承認する

※「建設会社における災害時の事業継続力認定」の申込にあたり、必ず当社の代表者が申込内容を承認していること。

☐ 優良認定に関する申込を希望する

※優良認定に関する申込を希望する建設会社は、優れた取組として確認する項目リスト(様式4)を提出してください。

⑨優れた取組として確認する項目リスト(様式4)

- 優良認定の評価にあたり申込会社が提出する様式を新規追加した

評価要領 P.38

評価要領 優れた取組として確認する項目リスト(様式4)

本様式(様式4)は、**優良認定を希望する申込会社が提出する様式**です。

以下の確認項目のうち、自社のBCPが対応している項目は、記載の有無欄にチェックを入れて、記載ページを記入してください。

確認項目		記載の有無	記載ページ	
(1) 防災対応力を高める項目	①災害への備え	自社周辺で想定される自然災害について地震以外の被害想定(洪水・高潮等)も確認しており、災害種別ごとに行動手順を明確化している。	☐	
		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒または巨大地震注意)が発表された際の社員の行動手順を定めている。	☐	
		対応拠点や代替対応拠点到指定している建物において、震度6強～7に達する程度の地震に耐えられる耐震性(is値0.6以上)を確保しているなど、地震が発生した際の安全性が確保されている。	☐	
		津波浸水想定区域外に対応拠点到または代替対応拠点を確保しているなど、津波警報が発令された際にも有効に機能する計画となっている。	☐	
	②初動対応と人員確保	社員の安否確認について、メール・電話・システム等、複数の方法を活用し、迅速かつ確実に確認できる仕組みを構築している。	☐	
		避難先までの距離・時間・経路等を社屋内に掲示するなど、社内で周知が図られており、社員及び来訪者が安全に避難できる体制が構築されている。	☐	
		初動対応が必要な重要業務において、担当者及び代理人を指名しているなど、確実な初動対応を図るための体制が構築されている。	☐	
		対応拠点到に参集する者及び代替対応拠点到に参集する者が明確に示され、両者が重複していない。重複が生じる場合には、その理由が明記されている。	☐	
	③事業継続体制の確保	対応拠点到及び代替対応拠点到ごとにBCPを策定している、または、中部地方整備局管内の全拠点を対象としたBCPを策定し、拠点到ごとに災害対応を迅速に行える体制を構築している。	☐	
		災害発生時に全社員が迅速に応急復旧活動に対応できるよう、BCPや災害対応マニュアル等の初動対応に関する資料を、各拠点上および工事現場に常備している。	☐	

⑩認定種別(ガイドライン)

- ・ 通常の認定と優良認定について認定種別を記載した

ガイドライン P.5～6

(2) 評価内容

評価は、表 2-1「確認項目と確認内容」に示す内容について、災害時の基礎的事業継続力を備える上で重要と考えているポイント(表 2-2「確認ポイント」)を主観に「書類評価」により実施します。

なお、本認定制度では災害時の基礎的な事業継続力を備えていることに加えて、以下の2点を満たす建設会社を「優良認定会社」として認定します。

- ① 災害時において、必要な人員及び資機材等の確実な確保に関する体制が構築されているとともに、訓練を通じた改善に積極的に取り組むなど、自社の事業継続力の向上に資する優良な取組を行っている会社
- ② 地域・団体による各種連携訓練等を通じて、地域における企業間連携を主導するなど、地域防災力の向上を牽引する会社

※地域防災力とは、広域災害時において建設会社による地域の応急復旧や復興等の防災力のことをいう

優良認定に関する申込方法等に関しては、評価要領をご参照ください。

～優良認定の開始に伴う事業継続力認定制度の拡充の取組～

優良認定会社として認定を受けることにより以下の優良認定マークの使用を可能とするなど、事業継続力認定制度の拡充にも取組みます

優良認定
マーク
の使用



記者発表・
プレスリリース
による社名の公表

優良認定証
授与式の開催

当面、現在運用中の事業継続力認定による総合評価落札方式における加点に変更はなく、これまでの認定会社と優良認定会社とで、加点は同じです。